

平成19年第1回五條市議会定例会（第2号）

日 時 平成19年3月7日（水） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	山 田 澄 雄	1 教育施設の建設予定について (1) 南宇智体育館の建設計画について	市長職務代理者 ・部長
2	榮 林 末 次	1 五條市斎場の設備と運営について (1) 設備関係について	市長職務代理者 ・部長
3	佐久間 正己	1 少子化対策について (1) 妊婦健康診査の公費負担の拡大について	市長職務代理者 ・部長
4	大 谷 龍 雄	1 過去の税金の無駄遣いをつかんだ上での市民本位の行財政改革について (1) 夕張市と五條市との財政状況の比較について (2) 五條市の地方債残高増加の原因について ア 五條市独自の無駄遣いについて イ 政府の補助金削減について ウ 不況による市税の減収について (3) 集中改革プランの問題点と評価について (4) 市民本位の行財政改革の確立について ア 市民の実態について イ 無駄な事業計画の中止について ウ 土地開発公社の解散について	市長職務代理者 ・部長
5	藤 富 美 恵 子	1 市立五條文化博物館について (1) 市立五條文化博物館の今後の運営方針について	教育長

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
黄	櫻	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋
			久							比		恵				

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長職務代理者	小
教育長	田
市長公室長	岡
総務部長	上
都市整備部長	榮
生活産業部長	林
健康福祉部長	清
西吉野支所長	森
大塔支所長	竹
教育部長	橋
消防長	岩
水道局長	阪
財政課長	堂
秘書課長	田
	ノ
	中
	賢
	衛
	治
	則
	調
	夫
	博
	元
	勝
	信
	美
	見
	人
	子
	彦
	藪
	村
	本
	山
	林
	水
	本
	本
	本
	倉
	上
	阪
	上
	武
	賢

二十一番	田	原	清	孝
二十番	大	谷	龍	雄
十九番	榮	林	末	次
十八番	土	井	康	嗣

事務局職員出席者

庶務課長 大垣賢治
企画調整課長 山下正次

事務局長 長田雅光
事務局次長 乾田雅光
事務局主任 西峯久美
事務局主任 笹谷久美
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、去る五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりでございます。
配付漏れはございませんか。――。
ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（寺本保英）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、めいりよう、的確をお願いいたします。
なお、議員各位には申合せのとおり質問回数は三回までとし、時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、八番山田澄雄議員の質問を許します。八番山田澄雄議員。

〔八番 山田澄雄登壇〕

○八番（山田澄雄）おはようございます。

議長の一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づきまして教育委員会施設の建設予定についてということで、内訳として南宇智体育館の建設計画についてでございます。

本題に入らせていただきます前に、五日の開会の折には、本議会におきまして私の辞職勧告の決議をいただきましたが、僕も元々はそのつもりで、今回、五條市の皆さんにも、そして同僚議員の皆さんにも大変御迷惑をかけたということで、できれば辞職ということも考えました。当然、そのことにつきましても僕の支持者の方々にも相談したところ、「それは自分の気持ちにあることであって、取りあえず残期の期間は議員としてわたしが支援をしたのだから頑張ってくれ」という温かい声もいただきまして、できればそれ以上に、今まで以上に議員として頑張らせていただきたいと思います。と思うことでございますので、任期までは議員として務める覚悟でございます。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入ります。

体育館の建設予定の経緯についてでございますけれども、最初、平成十四年の九月に一回目、体育館を靈安寺の方に欲しいということで、それはもちろん地域の方々からいろいろ要望もございまして、今、この間から辞職願を出されております榎市長さんの方に向けてその旨をお伝えしたところ、いろいろと財政も厳しい大変難しいということでしたが、市長さんの最初に選挙に出られたときの公約としては、「小さい声に大きな耳を」ということも公約にありましたと、そして、その中にも五條市全体の平等性ということもお聞きしておりましたので、それを市長に訴えたところ、市長の方で、財政の厳しい中やけれどもそういう平等性、もちろん靈安寺におきましてそういう体育館、また健康育成のためにも、そしてまた、今後いつ起きるかも分からない災害時の避難場所ということも含めて一応承諾いただきました。それにつきまして、再度平成十七年の十一月に要望書を出しました。それは、本議会でも、また委員会でも市長の方で取り上げていただいて、やっとそれがかなうということで、地元の人たちも大変喜んで、この事業に向けての協力を進めていくということで話は進んでいたわけでございますけれども、それにつきまして、大変自治会の会長さん、そして、その当時の要望書につきましては靈安寺地区の全地区の各単位の自治会長さん十二名の方々の署名を当初一遍目、その平成十四年の九月にも全員の署名で、そしてまた、平成十七年の十一月にも全員の署名の上、要望ということで挙げて、一応議会の、市長の承諾もとったわけでございます。

そんな中でありましたけれども、今回、私の致すところもなかったのですけれども、実はそのことにつきまして、今回、教育委員会の担当の方にもこれについて進めていく方向などいろいろ聞かせていただいております。ところが、平成十九年の一月三十日、場所は五條四丁目の火葬場のしゅん工式のときに地区の会長さん、●●会長さんですけれども、その方から今回の事業が駄目になったんやと、何で駄目になったんやというようなことでしたんやけれども、その場合は適当な場所でなかったので詳しい話はできなかったということでもございました。その後、教育委員会の方のようにして駄目になったんやという話も持ちかけたところ、地域の建設を予定する土地については地主さんとの価格の問題があつて駄目になったんやというようなこともありまして、何で駄目になったんやと、ほんだら、市の方で鑑定価格を言ったところ地主さんの方の希望する金額がその倍くらいになつるとるんやということ、それが解決がつかないことで断念せざるを得なくなつたんやということを地元の方から聞かされました。それにつきましては、当然、市の方でもそういうことについていろいろ検討もしていただいたり、当然、事業計画また予算、税金等につきましても、免税につきましても、いろいろと事業計画を立ててくれたことと思うのですけれども、余りにも今回、簡単にこの話が壊れてしまったということについて、今回、一般質問ということでこの席に立たせていただいたわけでございますけれども、それにつきましては、連合会の●●会長に聞いたところ、教育委員会の方から、今回一月の三十日までに結果を出さなかつたらこの話は壊れてしまうんだと、だから、その結果をすぐに言わせと聞かれて、●●会長いわくは、それだつたらどんな文章書いたらいいのと言うてしたら、市の方から、ここに、僕は持つて来ておるのですけれども、取りやめというふうなことで、文書を持つてきて、ほんで役所の方としてはこれを参考にこういう文書を作つて判子を押してくれというふうに、取りやめの判子を押してくれというふうに言われて押したらいいですけれども、市の方は指導したらいいですけれども、●●会長の方の話によればそやないと、取りあえず早いこと断るのだつたら断つてくれんことには予算の関係もあるので、取りあえずこれに判子を押してくれと言って書面を持つてきたと。それについては、当然、会長の方は全員の署名等も取つた上で要望を出していますので全員の会長さんにも声を掛けなければいかんということだつたらいいですけれども、時間もない関係上、取りあえずすぐにといいことで、連合会の会長さん一人の名前で取りやめということで判子を市の方に提出されたというふうなことでございました。そして、そのときには、それは一月の三十日までにこういう書類を出して取りやめせないかんのやというふうなことでしたけれども、僕もこのことについては教育委員会に再三足を運んで、今回のことについて財政も厳しい中、市長も平等性そして地域の健全育成、健康保持のためにも必要というふうなことも言つてくれたんやから、こんなに簡単に話が壊れてしまうというふうなことについて教育委員会の方に話合いにも行きました。その後、教育委員会と、なんで、こんなことについては一応動いた方々も何人かおられるのやからその人らにも、こんな経緯経過で駄目になるんやというふうな通達はしたつてくれたのかと、もちろん自分にも含めてしてくれたんかとい

うようなこともお話したのですけれども、それは市の方の、僕ら議員であつてもなめられておるといふようなこともあるのですけれども、そういうことは僕らには通達してくれなかつた。そのことについて、これは自分の気持ちとしては遺憾に思つてゐるんですけれども、これは後ほど自席の方からまた教育委員会の方と話させていただくつもりでおりますけれども、そのことがあつてから以降に、また地元の方で、あれだけ土地の方で難しかったんやけれども、地主さんにもその事情説明をしたところ、それやたら靈安寺の地域のためにも市が出される公定価格で結構やと言つて、わずか二十日ほどの間にまた地主さんが売つてもいいということの承諾が取られて、それを新たにまた市の方に提出した。ところが、市の方は、一遍可決されて壊れているもんやからもう復帰できないというようなことへの回答でございましたけれども、これについて、そんなに簡単に何年もかけて、もちろん担当課にも、もちろん今辞職願を出されている市長にも再々足を運んで、もちろん僕はそれが役目ですから、当然、その交渉も重ねてきた中で余り簡単にその話が壊れてしまつたと、それについては、当然、体育館なんかは皆さん御存じやと思ふんやけど、そういう地域の施設等につきましては、当然、地域の方で土地なんか全部用意されると。用意されるんですけれども、当然、行政の方の市民サービスというところがありますんで、そのことについてはいろいろと骨を折つていただいたんやろなあとということを思つておるんですけれども、実際に話を聞いたところでは、市の方では、用地はおまはんとここでまとめてくるんやと、後は決裁、そしてまた実行については、うちの方でそれに準じてやるんやといふようなことを言われたといふようなことでしたんで、ちよつとこのことについても僕としては納得いかん。というのは、地域の熱き思い、そして地域の皆さんが、また靈安寺地区の皆さんが、この話が壊れたといふようなことが、全部ではないので、そして、当初の話ではそんなでござらんやつたらうれしよと言つてくれた人もたくさんあつて、当然、全員の賛成を得た上で体育館ということになつたんですけれども、一連合会長一人一人と言へば一人ですけれども、一人の人の判子でその話が壊れたといふようなことについてちよつと一般質問といふことをさせていただきたいなと。皆さんも同じやと思ふんですけれども、一つの事業を仮に財政の厳しい中、市長にお願いしたり、また担当課にお願いして、それを取り上げていただくに実行していただくことについてはかなりの努力をされてゐると思ふんです。当然、僕もそのつもりで頑張つてきたつもりですけれども、こんなに簡単に何事も没にされるといふのかなあ、壊れてしまうようなことがあつては、今後、仮にその市民の方々の要望等も市の方に伝えても余りやりがいがないんちゃうかなと。当然、全員ここにおられる、僕から後の席の方は議長を除いてすけれども、皆さんに言いたいことすけれども、市の職員さんはあくまでも市民のサービスのための方々であつて、その、これをしてきたらすとかしないとかじゃなしに、一応それについても協力をしていくと、その担当に当たられた方々については当然協力していくといふような心づもりも市民サービスもあつていいのではないかなといふように僕は思ふんですけれども、皆さんどうですか。（「当然や」の声あり）そうですね。僕は、そう思うのです。そんなところで役所側の

対応等、そして、何でこんなに簡単にその話を取りやめになったんかというようなことも含めて、そしてまた、今後、こんな扱いについてはどうにしていくんかということはこの議場の中で聞かせていただいたり決着をつけていきたいなど、かように思うのです。もちろん、今回このことについては榎市長さんも辞職された後ですので、この場で決定的な言葉は出ないだろうと思うんですけども、有り難く市長職務代理という方もおられますので、ここらもどんな気持ちであって、今後どのようにしていつてくれるんかということを細かく追及させていただいたり、聞かせていただいたりしたいということで、一般質問させていただきました。

後につきましては、また自席から質問させていただくといたしまして、この件につきましては、ここで市長職務代理そして教育委員会の担当部署の部長さんに回答を求めるということをお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英） 橋本教育部長。

〔教育部長 橋本重夫登壇〕

○教育部長（橋本重夫） おはようございます。

八番山田澄雄議員の一般質問、教育施設の建設予定について、南宇智体育館の建設計画についてお答えいたします。

南宇智体育館の建設につきましては、地域住民より市長に対し出された要望書に基づき、健康づくりの場、ふれあいの場の拠点となる体育館の建設計画を立て、年度当初から県に開発行為事前協議書を提出し、国及び県の担当部署と事業認定の協議を進めるとともに、建設用地買収のため地権者と用地交渉を進めてまいりました。しかし、一部地権者の希望額と市の提示した不動産鑑定評価額の間大きな開きがあり、用地の確保が困難となりました。

計画当初から用地の確保につきましては、地元の自治会と協議する中で、地区自治連合会が責任を持って地権者に同意を得ることとしておりまして、昨年十二月に地区自治連合会長に用地確保のため協力を求め、地権者と交渉を進めていただきました。しかし、最終的にはどうしても協力が得られないとのことでありましたので、この計画をどうするか、地区自治連合会役員並びに単位自治会長などと十分協議して結果を報告してほしいと依頼をしておりました。

その後、本年一月二十九日に、市長あてに体育館建設について断念する旨の文書が提出されました。それに基づき、教育委員会といたしましては、地域からの体育館建設を断念する旨についての決裁を市長まで仰ぎ了承された次第であります。

その後、二月二十三日、用地の確保ができたので、再度、体育館建設をお願いしたいと市長あてに要望書が提出されました。しかしながら、この時点では既に税の控除を受けるための事業認定の中断しており、また、予算の手続も終了していたため、時期的に事業を復活させることはできませんでした。

このことにより、今回の要望につきましては政策的な内容と考えられるため、この事業の推進の可否の判断は教育委員会として現時点ではできかねると考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（寺本保英）八番山田澄雄議員。

○八番（山田澄雄）今、教育部長の方から説明いただきましたが、そのことにつきまして、地権者との問題ということで、金額的に大きな開きがあったということは、僕も当初の金額の大きな開きというのは当然聞きました。もちろん、地権者の方々は先祖から引き継がれて、当然培われてきたものから、そんなに簡単に手放したくないと、当然手放す場合は金額もそれなりに納得のいく金額のものをもって解決したいという気持ちであったということも聞きました。と同時に、会長さんの方ではそういうことでしたんですけれども、この当時、会長さん、靈安寺の方々全体にその話を進めていたんですけれども、市の行政の方から早くこのことについてせえと、せんことにはこの事業は壊れてしまうんやということもありましたんで、そういうことも言われておりましたので、会長さんと僕、お会いして話は聞いてきたんですけれども、そんなことがあって、市の方に御迷惑をかけたはいけないという気持ちもあつたんで、本当はもう一踏ん張り、もう二踏ん張り頑張りたいという気持ちであつたんですけれども、市の方の指導に対してこたえざるを得なかったというようなことでございました。それについて、その後書類は出してしまったんですけれども、前市長の榎さんの方にはこういう文書を出せということで、市の方から、教育委員会の方から預かったんですけれども、付け加えの言葉として、文書には書かれていないんですけれども、今後、用地がまとまるようなことがあればよろしくお願いいたしますと申し入れたところ、「あつ、それは分かるとるよ」というふうに市長の方も言うてくれたということ、口頭ですけれども僕は聞いてきました。当然、その後わずか二十日ほどの間に、会長さんそんなことで地域の方々からだないなつとんやと言うていろいろと意見があつたものですから、更に努力を重ねて地権者の方にお願したところ、地権者はそういう事情やつたんけど、もつとそれやつたら早よ言うてくれたら良かったのというようなこともありまして、市の提示された価格にのつとつて協力させてもらうということで、わずか二十日くらいに承諾を得られた。もちろん、それについて、ここに承諾したという文書もあるのですけれどもね。そやから、わずか二十日くらいに間にそんな理事者側の方とすればよく分かっていただけのことと思うんですけれども、用地の買

収というのは大変難しい問題もあって、例えば民間の場合であれば、用地をそこに確保しといて、そして計画を立てて、そこにものを建てたりするのが常識ですけども、官と民との違いは、民はどのように計画をもって同意とか用地を取りまとめたりするんですけども、官の場合は反対に、計画を組み立てた上で用地を買いに行く。当然、ここに市の施設が来るんやとか、ここに市が土地を買い求めてくるんやということが分かったら、当然、欲というものが出ると思うのです。そやから、そんなに簡単に、右から左に「よっしゃ」という人も少ない。そしてまた、そんなことで話がなかなか同意も得られない。現に、京奈和自動車道、これかつて取りまとめるときに建設部長さんの方にもいろいろ聞かせてもらったんですけども、この当時からかなり苦労された。何遍も何遍も夜昼なしに地主さんに日参して、取りあえずここにこういう道路ができるので協力してくれというようなことを僕は過去に聞かせていただいて、ああ、なかなか熱心にやられておるんやなあと、これでこそ、こんな努力があつてこそ、そんな大きな道路もまた施設もできるんやなあとというふうに痛感したこともありました。

今回、せやから教育委員会の方でも、当然、施設については地元の方で取りまとめて市の方にここにしてくださいと行っていくのが当然やと思うんですけども、最終的に決裁するのは市側であつて、それについての経緯経過等、ほんでまたここで行き詰まるとるんやたらこんな協力しようかと言つて、当然したつてくれたのではなからうかなあと、そこらの熱意なんかも、また、僕の質問の後にその熱意を聞かせてもらつたり、当然、事業計画等、そして、土地を売買するとなれば、民間の土地を購入するとなれば、税金の免除、そして、施設等についての計画なんかも聞かせていたけるんではなからうかなと。今、部長さんの方からまだそういう答弁もいただいけませんので、当然、その質問については回答してくれるのではなからうかなと、そして今、市長がここにおれば市長とこんな席上においても、また市長室においてもこの話を進めていくのですけれども、市長さんがここにいないということもありまして、幸いにして職務代理がおりますので、職務代理の方から、市長がよっしゃ、ほんだらこんな文書は出すけれども、取りあえず後でそういう地権者との問題が解決すれば引き続きしてくださいと地域の方からお願ひしたところ、よっしゃと言つてくれたことについての返答なんかも聞かせていただけるのではなからうかなというふうに思つて二回目の質問ということにするんですけども。ほんまに、もちろん議長さんも御存じやし、もちろん先輩の議員さんもこんなことを経験したこともあると思うんですけども、ここに市が施設を建てるとか、公共事業がここに来るとなつたら、地権者というのはそんなに簡単に、仮に今まで百円で売買しようと思つておつたもんであつても、やつぱり二百円、三百円と言つてね、やつぱり気持ちはずり上げてくると思つて、それを、何回も行つて、地域だけに任せておかず、市の方からも、わたしらも、一遍こまで、市長が熱い気持ちでこんな事業をしようと言つてくれた、財政の厳しい中しようと言つてくれた事業なんやから、わたしらもちよつと協力するわと、わたしらもちよつと当然したつてくれたんやろなあと、そこらの経緯経過なんかも聞かせてもらいたいなと、それに

よって三回目の質問についても僕の熱意の入れ方も違ってくるんやけれども、当然、そんな協力も市側は、これは何も教育委員会だけに言つとるん
とちやうんですよ。前に座っている部長さん、もちろんなんかも含めて、僕らかつて、議員として認めてくれとるんか、くれてへんのかしらんけれ
ども、一応ここで答弁するということは僕もまだ議員の中の一人やと思うのでね、そやから、当然、僕と同じ気持ちの人も何人かおつてくれるので
はなかるうかなということも含めて質問させていただいておりますので、そのことについて、財政の厳しい中、こんな事業を進めていく上において、
当然、市のサービスマンなんかもそこは大いにあってええんではなかるうかなということの熱意なんかも聞かせていただきたいなと。もちろん、今、職
務代理ですけれども、助役さんの方からも、その市民に対するそういう市民サービスは絶対的なもんやぞという指導なんかもしたつていただいでい
るんだらうと思いますので、後ほど職務代理の方からもその指導の方法なんかも聞かせていただきたいなと、そしてまた、今後、これがどのようにに
進歩していくかということも聞かせていただきたいなと、かように思っています。

そして、そういう事業計画なんかも一応ありましたら、市民の方で事業計画なんかも見せてくれとお願いしたところ、こういうことは見せら
れないと、一般の方には見せられないと言われたと言つて僕の方にも市民の方からそういう話がありまして、当然、公職のお前からやつたら見せて
もらえるんやろということもありましたので、できればこの席上においてそれを拝見させていただきたいなと思ひまして二回目の質問とさせていただきます
ます。

○議長（寺本保英）橋本教育部長。

○教育部長（橋本重夫）ただいまの山田澄雄議員の再質問に対しまして、自席の方から失礼いたしましたして答弁させていただきますと思ひます。

まず、先ほども答弁させていただきましたように、地権者に対しての再三の交渉も我々はしたわけでございますが、しかし、地権者の希望する価格
と我々が買収する不動産鑑定評価額の差が余りにも大きすぎでなかなか交渉が困難になったということで、先ほどもお話しさせていただきましたよ
うに、自治会の方からも協力を求めたということでございますが、しかし、自治会からも求めた結果、どうしてもこれは無理だというようなことにな
りましたので、そういった、最終的には自治会の総意に基づいて断念したというような文書が提出されたわけでございます。

そしてまた、先ほどから議員の方から御指摘がありますように、地元自治会長の発言がこういうようなことだったというのでお聞きをしておるわ
けですけれども、我々が直接聞かせていただいた内容とちよつと山田議員との内容に若干の食い違いがあるということにつきましては、非常に我々
としても残念に思つておるところでございます。ただ、議員の御指摘の、議員に事前の話がなかったということにつきましては、本当に我々、私
といたしましたは配慮が足りなかったということで、本当に反省をしておるところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（寺本保英）小藪市長職務代理者。

○市長職務代理者（小藪良彦）山田議員の再質問に、自席から失礼してお答えさせていただきます。

先ほど、壇上の方から御指摘をいただきましたように、当然、私どもは市民のための行政を行っているわけでございます。そうでなくてはならない。これは十分承知しているつもりでありますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、御質問の中でわずか二十日間、短期の間の結論付けということで非常に地元が困惑したというようなことで、その結論の出し方についてはいろいろ問題があったのではないかと、こういう御指摘でございます。確かに短期の結論であったかと思いますが、ただ、これは議員も御承知をいただいていることですけれども、今の時期、一月の末から二月、三月というのは年度末でございます。予算の執行ということにつきましては、やはり例えば繰り越すということになりますと一月中にはば答えを出して、二月の上旬にはそれをまとめて適切な処置をしなければならぬ、こういうようなことがあつて余り期間に余裕がなかったから短期ということになったというふうには理解しております。ただ、短期であつたとしても、十分に地元の中で協議をいただいて、教育委員会等と詰めた結果が断念ということに至つたのではないかなというふうに思います。

それから、市長との面談の中で、文書に書かれていないような発言があつたということをお聞きさせていただきましたけれども、そのことにつきまして、私は榎市長からはお伺いはしておりませんが、後日でございますけれども、●●会長と副会長が私のところにおみえになりました、取りあはず断念はしたんだけれども、もし、用地の方がうまくいけば新たな話として考えてほしいと、こういうことの要望がございました。したがいました、それは私から直接的に分かりましたというお答えはさせていただくことはできませんけれども、これはやはり、新市長が誕生して、その後新たな方針として、そのことは私の方から十分には伝えさせていただきます。こういうことでお返事をさせていただいております。

そういうことで、地元の方も御理解をいただいた上でこういう結論になつたと、ただ、期間が余りにも短くて、予算の締切り時期等もございましてこういうことになつてしまったのは大変残念なことだと思っております。もちろん、平成十八年度の当初予算に計上してあつた事業でございますので、決してやる気がないということではございませんでしたので、このことだけは御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（寺本保英）八番山田澄雄議員。

○八番（山田澄雄）今、教育部長さん、そして職務代理の小藪助役の方から回答ということでしたので、市が計画にのつとつたことで、

当然、やろうとすることに前向きであったという話につきましても、それは今、職務代理の方から聞かせていただきました。そのことにつきましても、それは承諾しております。ただ、僕の言うのは、ここに証人喚問ということで、仮に地域の連合会長さん、●●会長ですけれども、その会長を引っぱり出してということになるのも大げさかなと思うので、僕は代わりに代弁としますのですけれども、僕は、実は昨日会ってききました。「会長、どやったんや」と。そしたら、実は、会長さんも去年の暮れくらいに健康の方がちょっと悪くなられて、今自由に、思うように体も動かへんのやと、そんな中で、この霊安寺地区のためにもせないかんということでは気は使っていたんだけど、その体の、手足も不自由になって、つえを突いて歩いてるような状態なんで思うように地権者さんにもよう回らんやと、その話も前置きとして聞かせていただきました。当然、市の方に、そして会長さんと、この取りやめの文書について、あんなだけの判子とつとるけれども、あんな一人の、連合会長さんということで、会長の判子で「教育委員会の方に提出されとるけれども、当初の要望では全員、十二名の地域の方々の、地域のための体育館ということもありますんで、全員の方の承諾もしたってくれてますんやろな」と言うところ、いや、それはこんなことで、市の方に時間がないんでやめざるを得んのやと、やめざるを得んような話合いがあったんで、当然、市に迷惑をかけてはいけないということもあつたんで押ししました。そしたら、全員の、十二人の方々の承諾は取ってくれてるのかと、会長も知ってくれてるということ、私事ですけれども、会長も知ってくれてるように、これ、大変苦労して、地権者の方三人おつたんですわ。実際は二人ですけれども、その中に●●さんという方の土地もありまして、今回、問題になった地権者の方の名前は伏せておきますけれども、その人以外に、ほかの地権者の方は一つの畑を小作させたり、過去に分筆してなかって大変難しい作業もあつたんやと、その作業についても時間がかかるんやとということ、作業についての霊安寺地区の方々の一つの協力ということ、一歩進み、二歩進みというところまで行ったらしいです。そして、最終的には地権者の方のところで金銭的に下がってききました。それで今、会長の話では、わしらがもうちょっと詳しく説明しておれば地権者の方も当然承諾してくれたんやろけれども、ちょっと体も不自由だったし、そやから思うように説明もできなかって、承諾をそのときまでに得られなかつたんやと。ところが、地域の全体のことも考えてからこういう取りやめの文書を出せということ、出した後に考えてしたところ、地権者の方にまた会わせていただいたところ、今度はいとも簡単に承諾してくれたんやと。そやから、できるという方向で前に進めていただきたいと、もちろん、今ここで職務代理が、僕がこの場所で決裁を取れないという話もその奥にはあるんだろうと思うのですけれども、この話について、こんな簡単にそうなるとは、地権者は市の中の、僕も分からんことないんやけども、予算のことについても、一月の末、もちろん、その後は二月初めまでにはそういう結論的なことは出さんなんと思わなければならない、こんなことをしていることは、もちろんこつちも知ってくれていたと思うんで、当然、僕の方に、さつき部長の方から僕に対して一応おわびというような形で言葉も付け加えてくれま

したけれども、当然、こちらの方にそういう話もしてくれていましたらね、僕の方にその話をくれておつたら、当然、この話かって地権者の方に掛け合いして、一日も早く、役所が言われる期間内に用地も取りまとめできたのではなからうかなど。それについてはちよつと無責任やったんかなあと、それが原因で、今回この話つぶれた、つぶれたというよりも取りやめを、中止ということになったんやから、再度どないど、市の方の市民サービスということをそこに入れたんですけれどもね。そやから、当然、そのことについては取りやめという形ではなしに、何とか地域の方々の希望と要望も含めて、新市長になられた方が今度は財政が厳しいからこれはやめようと言われてしまったら、これはどうにもならん話やから、今、骨格予算ということがありますので、今度の六月の、当然、議会には、補正予算とか計画予算なんかここに組み込まれていくんだろうと思うんですけれども、そのことについて、そこでも組み込むというような話を、できたらこの場でいただけたら、この一般質問については僕の意味があつたのではなからうかなというように思うんで、ただ騒がしただけの質問ではなしにその結論をいただきたいと、結論的な話をいただきたいということで質問させてもらいました。

再度お願いいたします。

○議長（寺本保英）小藪市長職務代理人。

○市長職務代理人（小藪良彦）山田議員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

まあ、骨格予算のことだから、平成十九年度の中で補正でもという御意見でございます。これは、先ほども申し上げましたように、私はそれを執行していくだけの権限もございませんし、今この時点でそのことをお答え申し上げるわけにはまいりません。

ただ、先ほども申し上げましたように、平成十八年度の予算執行ということにかかわっては全く道がないということで、これは御理解を賜りたいと思います。当然、十九年度の骨格予算の中にもこのことが入っておりますので、十九年度もこれにかかわる事業展開というのは難しいという話を先だって地元の自治連合会長さん、あるいは副会長さんにもそのことをお話し申し上げました。それは、御理解を賜ったというふうに思っております。そういうことで、今、御期待をいただいているような答えということは私の方から申し上げられませんが、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（寺本保英）以上で、八番山田澄雄議員の質問を終わります。

次に、十九番榮林末次議員の質問を許します。十九番榮林末次議員。

〔十九番 榮林末次登壇〕

○十九番（榮林末次） 皆さん、おはようございます。

お許しいただきまして、先に通告いたしました一件につきまして一般質問を行いたいと思います。
齋場のことについて、少しお尋ねいたしたいと思います。

この齋場の建築につきましては、まず理事者側、あるいは地権者、あるいは地元の方々の大きな御理解と御努力によって立派に完成されたと、こういうことで、この件につきまして関係各位にこの場を借りまして御礼申し上げたいと思います。

しかしながら、これが完成して二月一日から操業を開始したと、こういうことでございますが、炉の方につきましては、今現在問題なく利用されておるわけですが、齋場の方につきましては大きな欠陥がございましていまだに利用されないと、一回は二月の五日、六日と利用されたようございましてけれども、それ以後、今日に至るまで一箇月余り、まだ全く利用のできない状況にあるということで、現在見通しが立っておらないというようなことでございます。

この建設につきましては、御承知のとおり、五條市の一年の予算の約一割の大きな財源を投入して、血税を投入しながら現在の結果と、こういうことで。非常に市民に御迷惑をかけておるといふことらしいのでございます。これにつきましては、私もこの間から市民から大きなおしかりを受けまして、二回ほど調査に行っていました。私の調査をしたところによりますと、原因は換気にあると、換気扇が悪いため換気ができないために、焼香の煙で目が痛くてとてもできないということらしいです。

それと、もう一点は運営面ですけれども、これにつきましては、業者間の調整がつかなくて現在も調整をつけていないということらしいです。

換気扇につきましては、現在どういう原因で、一箇月もたっておるのですが、原因はもうつかめてはいるはずですね、理事者側としては。設計のミスであるのか、あるいは工事のミスであるのか、手抜きであるのかと、こういうことですけれども、そしてまた、設計した業者がこういう特殊な建築物の経験があったのか。また、業者についても、今までにこういう特殊、特異な建物ですので、経験が豊富であったのか。その点を調査した上で、これは指名競争入札ですので、指名されたのか。その辺もひとつお聞きしたいのと、こういうように思います。

それと、次に運営面ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、業者間でトラブルがあつていまだにできないということですが、この五條市の市営齋場につきましては、これは基本的に貸し館でございますね。貸し館である以上は、使う人、要するに遺族の方がこの業者を使いたいのので五條市の施設を貸してくれと、こういう経緯でお貸しすると、こういうように聞いております。にもかかわらず、業者間でトラブルがあるから使用できないと。非常におかしい、不可解なところがあるわけですが、この点もお聞かせ願いたいのですが、これは使う業者は市民が選ぶのであ

るから、行政側がその業者間に入って仲介をとるとするのは非常に不可解な問題だろうと、私はこう思っております。そういうことで、その点につきましてもお聞かせ願いたいと、こういうふうに思います。

あつさりせよということですのでこの辺で終わらせていただきますが、また、答弁いかによりましては自席から再度質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと、かように思います。

○議長（寺本保英） 林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信） 十九番榮林末次議員の一般質問、五條市斎場の設備と運営について、設備関係についてお答えをさせていただきます。

二月一日、供用を開始いたしました五條市斎場ハートピアさくら式場内での換気が不十分なため、焼香の煙対策の必要が生じ、現在、使用を控えておるところでございます。

その対策を調査、検討しております。一時の多量の煙に空調が追いつかず、ホール内に残る結果となっておりますが原因でございます。

ホールの空調方式は、パッケージエアコン・第一種換気方式・第三種換気方式で空調制御を行っておりますが、ホール内で空気の流れが乱れ、排気口まで煙が達せず滞留しているのが原因と考えられます。

このため、対策といたしましては、ホール内の空気の流れを一定方向にするように給気口と排気口の配置の変更をし、また風量の調整を行う対策を講じ、できるだけ早い時期に改善をし、使用再開に努めてまいりたいと考えております。

また、この工事に係る建築設計業務委託につきましての入札につきましては、十社の指名競争入札により株式会社大建設が落札いたしました。

この業者のこれまでの火葬場業務等の業務実績につきましては、四条畷市飯盛霊園、堺市斎場など、ほか三市の斎場等の業務の実績がございます。以上がこの業者の委託業務についての実績でございます。

また、この斎場の運営につきましては、条例、規則等に基づきまして、まず使用者の安全、トラブル、これが第一番と考えておりまして、そのようなことのないよう、最善の努力を払いながら努めてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十九番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十九番榮林末次議員。

○十九番（榮林末次） 自席から、再度質問させていただきますと思います。

ただいま部長の方から答弁いただきましたが、技術的な面につきましてはわたしたちは余り分からないわけですから、よろしいですか、部長、聞いてくださいよ。分かりますか、よろしいですか。あのね、今滞留どうのこうのという話がございましたけれども、私たちはその技術的なことは分かりません。だから、現在はそういう滞留をして目が痛くてできないと、端的に言うところのこういう原因のようでございます。さすれば、その滞留する原因です。どこに原因があるのかと。空調設備が小さかったのか、換気扇が小さかったのか、あるいは設計ミスでそうなったのか。また、設計がそういうベテランの設計であれば、工事が悪かったのか。どっかに原因があつてそうなつたのですね、これ、はっきり言うて。だから、それを私は聞いているわけですよ。原因は滞留してということですから、そんな私も分かっていますけれどもね。なぜ、それならそれだけの経験のある業者がしながら、五條市の施設だけそうなつたということは、何かどっかに手抜きなり、あるいは設計の技術的な問題があつたのではないかなと、これをはっきりしておかなければ、今後簡単に、取りあえずは一遍改善するんだと、こういうことらしいですけれども、それで将来いけるのかと。だからこの際、操業してまだ一箇月そこそこしかたつていないのですから、徹底的にその辺を追求しながら、徹底的に改善しておかなければ、将来、これを業者にさせることができなくて、五條市でその欠陥を直していかなければと、こういうことになりますね。だから、こういう財政の厳しいときにこれだけの大きな、十七億も十八億もかけながら、操業一箇月にして操業できないと、こんなばかな施設はないですよ、はっきり申し上げて。

これは、林部長ね、林部長につきましては余り私は言うつもりはないのです。というのは、あなたは去年いかつかわつただけで、もう既にちゃんと骨格はできておりましたのでね、その設計から携わつてなかつたということで責められない点もあるのですけれども、これは、理事者側はこの辺は再度考えていただかなければ、これをきつしよに、今後、大きな建築をするときにはよく研究され、そして足を運んで、いろいろなもの、施設を見て、徹底して勉強して取り組んでいかなければ、こんな安易な考えで、このような大きな金を投入しておるにもかかわらずこんなことではいかならぬと思うのです。

建築についても、はっきり言うてどういう形でああいう倒産した村本建設に入れたのか、それは私は分かりませんけれども、はっきり申し上げて、工事にも問題あるのではないかと思うのです。

それと、壇上で言うのを忘れましたけれども、一点、私も三回ほどあそこに行つたのですけれども、炉に行くまでに告別の場がありますね。最後にお別れするところが非常に狭いので、お坊さんが立つて拝めば後に一列しか並べないと、だから、二十人、三十人行くと両端の廊下に待機しておらなければ中に入れないと。そして、前に行つたら目が痛くて、狭いから煙が滞留して。

それとまた、そのような狭い場所を作りながら、後と前には大きな水のたまった場、モニメントですか、ありますわ、これ。余りにもぜい沢

な、五條市の財政状況から考えますと、ぜい沢に金をかけております。これを今からどう言うてもしょうがないですけどもね。もう少し慎重に設計、あるいは今後するときにはよく研究されてしなればと、こう思います。それも付け加えておきますが、再度どこに原因があるかということがまだ分かっていないのなら分かっていないで結構です。分かっているならば、ここでみんなに、市民にも、ここに欠陥があったのだということを知らすべきでね。市民から大きな声で、三人ほど私の方に電話がかかっているのですよ、はっきり申し上げて。議員、何をしているのだと。議員、こんなことも知らんのかと、怒られていますのでね。その辺はつきり、どこに原因があったのかということ、あれば、なければ今後どうすると。そして、今一時は今の状況の中で改善すると、こういうことで進めておるようですけれどもね、それで、果たして今後絶対支障が起きないのか、その点もひとつ再度お答えください。

○議長（寺本保英） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） ただいまの、榮林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ひと月余りということで、詳細な調査は今のところできておりません。ただ、煙の滞留は分かっておりますので、この排出についての対応を改善したいというふうに考えておりますので、今後、引き続きこの原因については調査をしていきたい、このように考えております。

そして、告別室が非常に狭いという御指摘でございますが、現在、この告別室につきましては四二・七平米、二室を配置しております。近隣の市町村といえますか、類似する施設の面積を見ますと、狭いところ、そして広いところ、この両方がございます。日本環境斎苑協会での全国平均で見ますと、火葬炉が六基の施設で、告別室の平均の面積が大体四二平米ということになっておりまして、本市のこの施設も平均的な広さであるというふうに考えております。

今後、告別室の使用に当たりましては、手前のエントランスホール、そして炉前ホールに人の流れを誘導するなどの対応をさせていただきたいと、このように考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。（「十九番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十九番榮林末次議員。

○十九番（榮林末次） 四二・七平米あるということですが、十二坪ほどですか、それくらいあるかな、あれ。というのは、お坊さんが立てば、はっきり言って後一列しか並べないのですよ。そして、やっぱり遺族はお坊さんの後に立って、お坊さんが拝むときには同じように拝みますやんか。それがずらっと一列に横向いて、両端の炉前とかホールとかにずっとおるわけですよ。これで平均かもしれませぬけれども、結局、五條の場合は前後に大きなモニUMENTがありますわな、水たまりの。あれ、何の用をなしているのですか。あれ、ただの飾りですわな、はっきり申し上げて。実用向

きではないですわな。今更、このことについては改善せよとは言われませんが、今後の課題として、今後のこういう建築をする場合の課題として考えてもらったら結構ですけれども。

それで、滞留の件については先ほど同じような繰り返しへの答弁でしたけれども、先ほど私が申し上げましたとおりこれは一箇月たっていないのですから、この際、業者なり設計事務所とよく話し合いをして、そして根本的に換気扇の取替えとかしなければ、ただ、ちよつと手を加えて一時だけで解決するというのは非常にまた後に問題が残るんじゃないかなと。

それと、四季によって変わるかもしれません。温度によってね。ぬくいときには上にあがるし、暖房の、冷たいときには下がってくる。こういう四季の何もあるのです、一年間通じて調査しなければならぬかもしれないかもしれませんが、そういう調査を一年間通じてしなければならぬということであれば、その辺もきちっと業者と契約なり念書なり交わしておかなければ駄目じゃないかなと、かように思うのです。この件については、五條市として換気扇、あるいは設備については改善するために、五條市の新しい予算をここに付けるということは絶対に、一円なりとも私は許すことできませんので、そのつもりでよく研究して取り組んでいただきたい。

そしてまた、ここで最後にもう一つ言っておきますけれども、幸い私も建設経済委員長をさせていただいておりますので委員の皆さんと相談しながら、どう言うか知りませんよ。時と場合によっては業者、設計事務所、建築業者を呼んで事情聴取する場合がありますかも知れませんので、その点申し伝えておきます。

終わります。

○議長（寺本保英）答弁求めますか。（「できますか。頼みます」の声あり）小藪市長職務代理人。

○市長職務代理人（小藪良彦）榮林議員の御質問に、自席から失礼してお答えさせていただきましたと思います。

御指摘をいただきましたように、当然、徹底的に原因を究明しながら善処してまいりたい、このように考えてございます。

ただ、まずは皆様方に御迷惑のかけることのないように、少しでも早く利用いただけるような形をまずつくりたいと考えてございます。

それと併せまして、先ほど御指摘いただきましたように、やはり季節によって状況が変わるといふこともあるかもしれませんが、当然、一年間を通しての調査ということにさせていただきたいというふうに思っております。

これは、公共事業に取り組む姿勢として当然のことでございますけれども、大きな施設を建てるときには、先ほどから御指摘をいただいておりますように、精査、研究をしながら、その結果としてより良いものを造るといふことに今後も努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、業者間のトラブル、運営のことでございますけれども、そういうお話もいただきました。これにつきましても、業者間のことであるから業者間にとり御指摘でございますけれども、ただ、御利用いただく市民の皆様方に御迷惑がかかるということがあつてはいけませんので、できるだけスムーズな運営ができるようにということで、行政の方もかわらせていただいているということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（寺本保英）以上で、十九番榮林末次議員の質問を終わります。

次に、十四番佐久間正己議員の質問を許します。十四番佐久間正己議員。

〔十四番 佐久間正己登壇〕

○十四番（佐久間正己）おはようございます。

ちよつと風邪をひいておりますので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、御了解をいただきたいと思ひます。

今回、一般質問で、少子化対策についてという表題のもとで、十九年度の予算が成立いたしましたして、少子化対策が拡充をされております。それで、その拡充された内容の中で、今回は、皆さんも御存じのように周産期の問題で、大淀病院で痛ましい事象が発生したことも踏まえて妊婦の健康診断の回数を拡充していただきたいという旨での一般質問、若いお母さん方からも御相談がございましたので、あえて一般質問のこの席上で取り上げさせていただきましたので、理事者の皆さん方には御回答のほどよろしくお願い申し上げます。

では、妊婦健康診断についてでございますけれども、母子保健法第十三条に「市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」いわゆる勧めなければならない。妊婦については、受診することが望ましい健康回数は妊娠初期より妊娠二十三週第六月までに月に一回、そして妊娠二十四週目、第七月より妊娠三十五週第九月末まで二週間に一回、そして妊娠三十六週第十月以降分べんまで週に一回。したがって、受診した場合は、受診回数は十四回程度と考えられております。

この健診費用の公費負担の経緯は、昭和四十四年度以降は都道府県が委託した医療機関において低所得者の妊婦を対象に、公費、いわゆる国が三分の一、県が三分の二による健康診断を開始されました。そして、昭和四十九年度以降は、すべての妊婦について妊娠前期及び後期各一回、都道府県が委託した医療機関において健康診断を実施、この場合も国が三分の一、県が三分の二、そして、平成九年度から実施主体が、悩ましい問題でもありませんけれども、都道府県から市町村へ、さらに、平成十年度からは妊婦健康診査費用をいわゆる一般財源化、地方交付税の中に算入をされるということになりました。

本題に入りますが、国の予算における妊産婦無料健診費用の助成が、平成十九年度に大幅に拡充されたわけでございます。公費による妊婦の無料健

診。実施は、先ほど申し上げましたとおり、市町村が実施主体の回数は現在全国平均で二・一四回。これは平成十六年度の実績でございますけれども、費用は地方交付税措置ですが、これまでの国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成はおおむね二回分として百三十億円が財政措置をされております。今回、平成十九年度には子育て支援事業、これまでは二百億でございましたけれども、今回、この平成十九年度に合わせますと七億円になり、今回の地方財政措置の拡充は妊産婦健診費用の助成に限ったわけではありません。地方自治体が、地域の事情に応じて少子化対策を拡充することができるように枠が拡大されたものであります。妊産婦健診費用助成拡充のほか、例えば児童虐待防止対策の推進、そして地域における子育て力の強化、これは地域子育て支援ネットワークの構築、そして父親学級の実施など、そしてファミリーフレンドリー企業の普及促進に当たることが想定されております。いわゆる妊産婦健康診査は、先でも述べましたが、厚生労働省の通知によると、妊娠初期から分べんまで十四回程度の受診が望ましい回数と示されておりますが、公費による無料健診はおおむね二回程度あるというふうに伺っておりますけれども、この二回程度の助成回数の引上げが望まれておりますが、本市の妊産婦健康診査の実情と拡大について壇上からお尋ねさせていただきます。理事者におかれましては、明解な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

なお、自席からまた再質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）十四番佐久間正己議員の一般質問、一、少子化対策について、（二）の妊産婦健康診査の公費負担の拡大について御答弁を申し上げます。

近年、妊婦の高齢化やストレス等を抱える傾向が増加しつつある中、就業等の理由によりまして、健康診査を受診しない妊婦さんが見受けられるところがあります。母体や胎児の健康確保を図る上で、妊産婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところがあります。また同時に、妊産婦の出産に係る経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに積極的な妊産婦健康診査の受診を図るため、自治体の公費負担の充実を図る必要性が指摘されているところがあります。今年に入りまして、厚生労働省より「妊産婦健康診査の公費負担の望ましい在り方について」という通知が出されました。妊娠全期の健診が十四回程度となると考えられる中で、財政の厳しい状況の折、全期健診十四回の公費負担が困難な場合については五回程度の公費負担が望ましいという内容であります。

議員御質問の、五條市の妊産婦健診につきましては、現在、妊産婦健康診査のうち最も検査内容が多く費用の高い診療費一回分について公費負担として

いるところではないです。

健診回数増を伴う公費負担につきましては、県下では奈良市、橿原市、天理市、生駒市が既に複数回数の健診を実施しているところでありますが、本通知が今年の一月中ごろであったわけであります。既に予算計上後であり、他の県下市町村も平成二十年度以降に複数回数の実施に向け検討するとの情報も聞いているところであります。

本市におきましても、厳しい財政状況を踏まえると、希望回数の実施は大変難しいと考えますが、希望回数の難しい中で、少子化対策の一環として少しでも妊娠中の経済負担を軽減するため、平成二十年度に向け、可能な範囲内で本対策を検討してまいりたいと考えております。

御理解賜りますようお願い申し上げます。（「十四番」の声あり）

○議長（寺本保英）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）今、健康福祉部長の方から御答弁をいただきました。

壇上でもお話をさせていただいたのですが、私も議員をさせていただいた時代と、そして今とでは財政が大変厳しい中ですけれども、それぞれの各種団体には、いわゆる措置費という形で限定をされて、各種団体に、県内、国からの補助金うんぬんと言われましたけれども、最近、国の方ではすべて一般財源ということで、地方交付税の中に算入されていると。だから、例えば健康福祉の方でもこれをやりたいと言っても交付税措置になつていかなかなか手につけられない。どうしても、全体の中で地方交付税に算入されるというのが、ここが国にとってはミソなので、地方交付税の中に算入するので、後は市町村でその予算の配分をなささいよという、誠に悩ましいようなことがたくさん出てきているということで、大変、理事者の皆さん方もしんどいという部分があると思います。これも、妊産婦健診についても地方交付税措置ですので、その中で各市町村の实际情况に応じてやろうと。担当の課長さん、それから係長さんとか担当の専門の部はやりたいと思っても、交付税の中にしか入ってこないということ、この図式があるからだんだんそういう各種団体、とりわけ少子高齢化に対しても手を打っていきたくても打たれないというような状況があるということですので、これも本当に、私も常に国に話をさせていただいておるのは、地方交付税の中に算入すること自体が、もうこれは国から地方の切り捨てにつながるのと違うかというふうに、極端なことを言わせていただければね。こういうふうな仕組みの中で、先ほどお話をさせていただきました。また、子育て力の強化、地域子育て支援ネットワークの構築、父親学級の実施など、それからファミリーフレンドリー、このファミリーフレンドリーは大企業が国の施策以上にいろんな子供を育てるために会社独自が国に先んじてやっている、例えば大手会社、それから不動産会社の中では日本何と

か地所というところがいろいろと、国以外の、国以上の施策を講じているとか、それからファミリーマートとかそういうチェーン店の中ではお母さん方が働きやすいように敷地内に託児所を設けているとか、そういうような形でやっているところがあるけれども、じゃあ、これが市の行政でやれるかと言えばやれない。そうなった場合には、プライオリティとして優先順位を決めていただいたら、まずはこの妊婦の健診の回数を増やしていただきたいというのが私の願いでありますし、職務代理者の小藪助役の方にもお伺いし、また新しく誕生する市長さんにもこのことはきちっと言っていかなければならないという意味で、今回あえて一般質問をさせていただいたわけでございます。

そして、全国の、大体実施しているところを見ますと、秋田県では自治体の平均回数が八・一六回、香川県では四・一一回、富山では四・〇回と、当然、少子化ですので子供さんが少なくなるということは労働体系も変わってきますし、高齢者を支える人数も四人から三人、二人となってくるので、やはり産んでいただいて子育てする環境をもっと作っていかねばならないというふうな意味合いからも、この妊婦の健診回数は、一回やっていたでいておりますけれども、二回、三回、四回と。チャンスでございますし、わざわざ少子化対策で予算をつけていただきましたので、行政の皆さん方それぞれ大義に立っていただいて、このことをまず進めていただきたいということをお願いして、最後に助役の御答弁をお願いしたいと思います。健康福祉部長の御答弁も含めて、助役の方で代表としてよろしくお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）小藪市長職務代理者。

○市長職務代理者（小藪良彦）佐久間議員の御質問に、自席から失礼してお答えさせていただきますと思います。

ただいま、健康福祉部長の方から御答弁させていただきましたとおり、基本的な考え方はそういうことで御理解をいただきたいと思っております。ただ、今御指摘をいただきましたように、少子化対策についての、まず、自治体としてできることとということとで検討しなければならぬことだという認識はさせていただいております。ただ、これも今議会でこういう御提案もいただいたということも含めまして、新市長に十分引継ぎをさせていただきますながら共に考えさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（寺本保英）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）最後でございますので、わざわざ予算をつけていただいたと、この市の中で財源を生み出したのではなくして、国からこういう財源を設けていただいたということが前提なんですわ。私は妊婦に対してもう一回回数を増やせというのは、この五條市の財源から生み出せと言っているのと違う。わざわざ国から、少子化対策でこれをやってもよろしいよと、その中にはいろいろ項目がありますよと。その中でやっている要す

るに予算ですので、みすみす、業務が忙しいとか何やかんや言うて言い逃れするのであったら、私はやっぱり五條市の職員さんは地に落ちると言っても言い過ぎではないと思いますので、これはきちっと最後まで詰めさせていただきますので、そのことだけはかたがた新しい市長さんにも助役の方から言っていたきたいし、新しい市長にも私、直接この話をしますので、そのことは胸に納めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺本保英）以上で、十四番佐久間正己議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（寺本保英）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、めいりよう、的確にお願いをいたしたいと思います。

二十番大谷龍雄議員の質問を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、議長の許可をいただきまして、通告させていただいております順番で質問させていただきます。

まず、過去の税金の無駄遣いをつかんだ上での市民本位の行財政改革でございます。

御存じのように、五條市の財政状況が全国の市の中で九番目に悪いということが報道されたわけでありますけれども、この財政の赤字の状況は単に三年や五年でこうなったわけではありませんので、大体この五條市政の過去二十年間の状況を振り返って、主なものだけを申し上げたいというふうに思います。

御存じのように、過去二十年前にさかのぼりますと、市民の皆さん方の切実な御要望がたくさんあり、それにおこたえしなければならぬ課題がたくさんありました。

まずその一つは、人間の命にかかわる上水道の建設、これは旧五條市ではほぼ九九パーセント行きわたっていると思います。また、ごみ回収を最

低週二回にして大型ごみも回収してほしいという、この全市民的な御要望にこたえなければならぬという課題も大きいものであったわけでありませけれども、市長、議会、そして関係者皆様方が奮闘いたしまして、やっと、みどり園が協力者のもとでの場所に建設されて、最低週二回収と大型ごみの回収、そのほかのごみの回収というものが実現して現在に至っております。

また、もう一つの大きな市民要求的な課題は、小・中学校の木造校舎がありました。これの改築、また住宅開発に伴う牧小、西中の建築、そしてもう一つは道路問題もまだまだ遅れておりましたけれども、特に国道二四号の交通混雑を解決する国道二四号バイパス、これももう三十年も前からの課題でありました。これにつきましては、御存じのように、京奈和道路の計画をバイパス法線に乗せて県道西佐味中之線の開通と合わせて旧国道二四号の混雑は大分解決されてきたというところでございます。

このように、やはり五條市といたしましても、市民の皆さん方の本当に切実な要望にこたえるために、関係者みんな頑張つてまいりまして、今申し上げましたほかにもまだまだたくさん市民の皆さん方の御要望におこたえてきた事業も施策もたくさんあるわけでありませけれども、しかし、結果として現在、全国の市の中で九番目に財政が悪くなつていふ状況になっております。したがって、私は財政破たんした夕張市と五條市の財政比較のことをお聞きしたいというふうに思います。

御存じのように、夕張市は平成十七年度の決算で標準財政規模、夕張市の場合は人口今一万二千人ですけれども、この市で標準財政規模と言いますのは大体四十四億円らしいですけれどもね、これをはるかに上回る赤字が出たために財政再建団体となりました。そして、現在政府の管理下において財政再建法に基づいて再建計画が立てられ、今日の奈良新聞には国にそれを提出して承認をもらったということでございます。しかし、内容は十八年間で三百五十億円くらいの借金返済、そのためには、今まで市民の皆さん方に行っていた市民サービスをカットし、また市民の皆さん方の税金や料金を大幅に上げるといふ、結果として市民の皆さん方に犠牲をお願いしなければならぬという状況になっておりますから、したがって、やはり結局のところ最後は市民の皆さん方に負担をお願いするということになるわけでありませから、我が五條市も現在のうちに財政再建団体にならないように努力しなければならないというのが、我々理事者、議員の最大の責任ではないかと思ひます。

財政破たんした夕張市の財政指標状況を私が調べた範囲内で明らかにしておきますと、借金、市の市債残高は、一般会計だけでも百四十八億七千三百万、そして、財政指数は、これはまあ〇・二二五、これは一に近づくほど財政はいいわけですけれども、〇・二二五でありますからかなり悪い状況になっております。そして、経常収支比率、これはまあ七五パーセントくらいにまでとどめるのがいいとされておりますけれども、はるかにオーバーして一二三・二ということになっております。それから、起債制限比率では二〇パーセントを超えると借金ができないというふうに言

われておりますけれども、夕張市の場合にはるかに超えて二六・八になっているところであります。五條市はどうかと言いますと、五條市の一般会計の市債、借金は、十七年度決算で三百二十五億八千万、他の企業会計、特別会計を含めると四百八十七億五千三百万ですね。財政力指数はちょっと夕張よりもいいわけですが、〇・三五八、一に近づいております。經常収支比率は、これも夕張よりも少しいいわけでありまして、一〇五・五に抑えられていると。夕張は、一二三・二ですからね。起債制限比率はどうかと言いますと、五條市の場合は二〇を超えたら駄目と、借金できないと言われておりますけれども、現在一六・八という状況で、基金が減りまして四十億ということになるわけでありまして、それから、我々が債権団体にさせないためには一つの、これ以上は駄目だという財政指数を明らかにしなければならぬのではないかなというふうに思うのですね。だから、五條市としてここまでいったら債権団体になるという、その数値を市債、財政力指数、經常収支比率、起債制限比率で答弁をいただきたいというふうに思います。

それから二番目、五條市の地方債、これは市債ですけれども、残高が増えた原因についてであります。

先ほども申し上げましたように、長年の中ではその原因というものがはっきりしているわけであります。しかし、市長側からいただきました集中改革プランには、この五條市が、これだけ借金が増えた、赤字になった原因が明確にされていないのですね。これは、やっぱり市政を担当してきた市長側と我々議会の議員がはっきりさせなければならぬ責任だと思えます。したがって、私の解釈でその原因を明らかにしたいと思えます。

まず一つは、五條市独自の責任での無駄遣い、これがあつたと思えます。その主なものを私の判断に基づいて申し上げますと、一つは博物館、当初資料館という計画で進んでおつたのが終盤で一遍に博物館に変更されて、その建設費も倍以上にふくれ上がったということです。決算で言いますと、博物館は事業費二十二億かかっております。そのうち借金は、十六億。この十六億の借金返済を、平成四年から平成十八年までかかっているわけです。去年までかかっております。このうち市債、借金の十六億の約四五パーセントは、地方交付税で返ってくるということになるわけです。もう一つの無駄遣いは、博物館の横に建てられました茶室があります。これは、約二億円。このうちの市の借金は一億八千万。これが、ちょうど平成十九年まで借金返済が続くことになっております。これも四五パーセント地方交付税として返ってきます。もう一つは、五万人の森の事業であります。これは当初十五億円と言われておりましたが、市民の皆さん方、いろいろな関係者、また私も含めて余り必要でないところへの税金の投入は駄目だということで半分は減らされました。全体事業費八億円。このうちの借金が、七億円ですね。この借金返済が、平成三十五年までかかるとなっております。交付税算入は、五四パーセント。それから、もう一つの無駄遣いと思われますのは、新年度予算でも取壊しとして挙がっております複合施設建設事業。これは、五條文化会館、五條東児童館、五條東老人憩の家、この三つの同和対策として進められてきたこの施設を一つにして新

しいのを建て替えて引き続き続けていくという事業でありますけれども、この事業費は三億九千万。そのうちの市の借金が、一億四千万。この借金返済が、今年から平成三十二年まで続くこととなります。地方交付税が、このうち七〇パーセント返ってくるということでもあります。しかし、この三つの古い施設を、取壊しに新年度予算では約三千二百万挙がっているわけですから、これを足しますと四億円を超える事業になるわけです。もう一つ、赤字の原因になったのは、野原運動公園。途中で五條市としての事業が中止されておりますけれども、しかし、これに費やした五條市の税金は土地買収やその他設計費用を含めて約一億千二百六十五万。既に投入されております。

そしてもう一つ無駄遣いと思われるのは、この間、何年か前に市会議員の報酬と市長等の特別職の給与、退職金が引き上げられました。そして、それまでありました個人研修費が政務調査費に変えられまして、個人研修費に比べれば政務調査費も約倍に引き上げられております。これも、景気の悪いその時代の中での引上げは、無駄遣いであったというふうに判断しなければならぬというふうに思います。そのほかいろいろ細かいのがたくさんありますけれども、私としてこの二十数年間の中での主な大きな無駄遣いというのは、今申し上げた点ではないかと思えます。

理事者の皆さん方はどういうふうに判断されているのか、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

それから、赤字の原因のもう一つは、やはり政府の行政改革、三位一体の改革等々によって補助金が減らされてきております。その状況を大体申し上げますと、平成十二年度では普通交付税、特別交付税を合わせて地方交付税と言われておりますけれども、そのときは九十億ありました。ところが、平成十三年度には、八十四億七千万に減っております。平成十四年度では、八十億八千万ですね。それから、平成十五年度では、七十五億五千万。平成十六年度では、七十二億四千万。平成十七年度では、七十三億五千万というふうに年々減っていたわけでありまして、これ以外にまだまだ減っている部分がありますけれども、主なものを申し上げます。これも、五條市の赤字の大きな原因の一つではないかと思えます。もう一つは、不況によるところの市税の減収であります。人口も、合併したとはいえ減ってきております。合併前もだんだん減ってきておりますから不況だけとは言えませんが、しかし不況の占める割合は大きいのではないかなと思います。

市税の状況を申し上げますと、平成十二年度では市税は三十四億八千万ありました。しかし、十三年度になりますと三十四億一千万。七千万減っております。平成十四年度になりますと、三十三億六千万。ここでも大幅に減っております。平成十五年度では、更に減って三十二億四千万。平成十六年度では、もう三十一億五千万と。このように、平成十二年度の三十四億八千万から平成十六年度の三十一億五千万を引きますと約三億円。市税だけでも減っているということがあります。

ですがいまして、そのほかたくさんいろいろありますけれども、この間の五條市の赤字の原因、借金の増加の原因につきまして、主な原因はここに

あるんじゃないかと思えますけれども、理事者の皆さんはどう判断しているのか、ひとつ答弁いただきたいというふうに思います。

それから、こういった五條市の赤字をなくすために、政府指導に基づきまして集中改革プランというものを立てて発表されました。しかし、それを見させていただいて思いますのは、やはり問題点と評価しなければならぬ点の両面が含まれているのではないかとこのように思います。問題点で言いますと、例えば五條市手をつなぐ育成金、これは前年度より九万円減らされております。しかし、御存じのように、障害者法が改正されて、障害者の家庭の皆さん方も大変な負担になっております。こんな中で、手をつなぐ育成金も減らすというのは、大変冷たいのではないかなと思うのですね。それと、資源ごみ回収事業金も前年度よりも四十二万減っております。そのほか学校関係、いろいろな福祉関係でも必要な補助金、委託料はたくさん減っております。

そして、今回の集中改革プランでいいなという評価をさせていただける点はどこかと言いますと、やはり本当の部落問題の解決につながる部落解放同盟への委託料五十万はすべて一〇〇パーセント新年度予算ではカットすることになっております。これは、だれしも同感だと思えます。また、そのほかいい点は、延長保育事業の補助金が前年度よりも十五万増やされております。集中改革プランの中にはカットがほとんどでありますけれども、必要なところには増やされているという面も、数は少ないですけれども含まれております。このように、集中改革プランの中身は問題点と評価できるいい点と、やはり混ざっているということだと思えます。

しかし、もう少し、今回の新年度予算の中でも改革プランの中でもはつきりすべきであったというふうに思いますのは、長年の課題でありました市会議員の報酬と政務調査費、市長等の特別職の給与、退職金の引下げが、これは政策的な課題ではありませんけれども、今回の集中改革プラン、新年度予算には挙げられていないと。新しい市長が決まってからというふうに説明されておりますけれども、これは政策的な課題ではなかったのですから、新年度予算議案の中に引下げを入れるべきであったというふうに指摘したいと思います。

また、職員の削減につきましては、やはり必要のない人数があればそれは削減しなければなりません。しかし、それは実際、職場で働いている職員の皆さん方の意見をよく聞き取って、そして進めていくということが大事だと思いますけれども、集中改革プランの中には、現在、職員の勧奨退職制度というのが既にありますね。しかし、それを更に検討するという方向になっておりますけれども、私は、現在ある職員の勧奨退職制度は強制的な内容にはなっていないというふうに判断しております。しかし、奈良県下でも全国的にも、もうこれは強制的だと、これは労働基準法や他の関連法律にも違反するくらい強制的だと思われるような職員の勧奨退職制度を作っているところもあります。しかしそれは、私は、やっぱりそうならぬようにしなければならぬのではないかと思います。確かに、今の市役所の仕事の中でいろんな事情で退職までにはなっていないけれども、この

辺で少し有利な退職金が出るのやったら辞めたいと言われる方も、実際いろんな原因で増えてきておりますからね、この、勧奨退職制度は駄目だとは言いませんけれども、関連法律に違反したり強制的になるような勧奨退職制度は、私はむしろ職員の皆さん方のやる気を引き起こすことにならないのではないかと思えます。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、集中改革プラン全体として幅が広いですからまだまだ目配りさせてもらわないかん点がたくさん残っておりますけれども、やはり市民の皆さん方へのサービスをカットして、そして市民の皆さん方の負担増につながる改革プランの色合いが濃いうふうに申し上げなければならないと思います。したがって、そしてそれから五條市の赤字の立て直しのためにはどの点が必要なのかということ、私の見解を申し上げたいというふうに思います。

最後の四番、市民本位の行財政改革の確立についてというところであります。

まず、市民の皆さん方が、今、どういう労働の実態、生活の実態、所得の実態にあるのかということ、現実を見なければならぬというふうに思います。まず、現実の一つとして、この間、定率減税が去年半減されて、新年度では全廃されます。これは、若い人もびつくりするほどの増税になるわけです。そして、老年者控除の廃止、公的年金等の控除の縮小、老年者の住民税非課税限度額の廃止等々もまだ新年度で引き継がれていくものもありますから、大変市民の中の皆さん方の若い方もお年寄りの方も住民税がびつくりするほど上がったということが去年もありましたけれども、今年も続いてきます。また、介護保険料も、昨年でしたか、引き上げられております。こういった関連で、国民健康保険税も、既に昨年以上がっているわけですからね。だから、私は、こういった格差が非常に激しいということもこの五條市におきましてもはっきりと言えるわけでありますから、こういった市民の実態を見るならば、これからの行政改革は市民の皆さん方への負担を増やすということにならない。この観点で進めなければならぬのではないかと思えます。そのためには、この間の無駄遣いも私の判断で指摘させていただきましたけれども、これからは税金の無駄遣いがないようにしなければならぬということになるのではないかと思います。

したがって、これから中止しなければならない無駄な事業計画というものを私の判断で申し上げておきたい。その一つは、合併したとは言え、新市役所建設に約三十四億円、合併特例債を活用するということが打ち出されておりますけれども、ほかの市役所では九十年近い市役所でも耐震補強でやりくりするところもたくさんあるわけですから、五條市もまだ建築四十五年くらいですか、まだまだ他の役所に比べれば、鉄筋コンクリート、しっかりしたものでありますから、当面は耐震補強でいくべきだと。また、当面中止すべき事業は、JR五條駅の南北連絡道路、これは約十五億円の特例債を予定しておりますけれども、これも当面は中止して、どういう方法でいくのがいいのか、これはやっぱりもつと腰を据えて検討

しなければならぬのではないかと。特に、市道岡中線が御存じのように、かなりの幅の広い道路が今着々と進められております。あれが完成すれば、かなり南北の皆さん方の交通が便利になるわけでありますから、今、あえてJR五條駅の道路をばく大な借金をしてまでつながらないかという必要性も薄れてくるのではないかと思います。

また、中止にしなければならぬ一つの仕事は、JR五條駅と駅周辺の整備です。これも、当面は中止して、もっと腰を据えた検討が必要ではないかと。これにも約二十五億の合併特例債を計画しておりますけれども、今申し上げましたように当面は中止すべきと。御存じのように、北宇智駅のスイッチバックが一〇〇パーセントJRの費用でなくそうとして、今やっております。これだけでも、かなり時間の短縮と運賃の減額になると言われておりますので、やはりこれからはJRを利用しようというお客さんが多くなるようなJRの整備、駅整備ということにつながるようなことをしなければなりませんから、やはり当面は中止して腰を据えた検討が必要ではないかなというふうに思います。

そのほか、細かいところでは合併協議会で出されたこと、いろいろありますけれども、どちらにしても特例債の約三〇パーセントは五條市の借金になるわけでありますから、有利だといってもそう簡単に、今の財政状況からいえば活用はできないわけでありますから慎重にしなければならぬのではないかと。もう一つ、これからの五條市の財政の立て直しのためには、もう必要性のなくなった土地開発公社を解散するという方向で検討すべきではないかと思っております。

しかし、これも集中改革プランの中には健全財政を目指すということであって、解散という方向ははっきりしていないわけですね。

監査委員の皆さん方からも指摘がありますように、使えない土地をたくさん抱えておいて借入金約三十二億です。この中には、市の基金から援助しております十億と、水道局から援助しております四億が含まれております。三十二億の中にね、これを解決していくために、これから毎年一般会計から三億円、土地開発公社へ投入しようという、こういう計画をこの間出されましたけれども、立て直しやなしに公社をなくすという、その計画に切り替えるべきだというふうに強く申し上げておきたいと思っております。

全国の町村の中では、こういう土地開発公社がなくても長年必要な公共工事はちゃんとやってきておるわけですから、これらにおきましては、これは必要のないことだというふうに思いますけれども、理事者の皆さんの答弁をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わりましたけれども、また、自席の方から再質問させていただきますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺本保英） 上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいまの二十番大谷龍雄議員の一般質問、総じて行財政改革についての御質問であったと思います。

私のお答えできる範囲内で、お答えさせていただきます。

まず最初に、夕張と五條市との財政状況の比較についての質問に対してお答えを申し上げます。

実際のところ、夕張と五條市との財政の比較はいたしておりません。数字上の対比は今つかんでおりますが、そうした中で五條市の今後の取組について説明し、御理解を賜りたいと思います。

御案内のとおり、現在における本市は、大変厳しい財政状況にあります。こうしたことを踏まえまして、財政の健全化を図るため昨年来より市の最重要課題として市一丸となって行財政改革に取り組んでおります。

その施策の一つとして、歳出の大幅な削減を図るため、予算編成に当たっては従来の積み上げ方式から枠配分方式に移行し、その推進に努めております。

平成十八年度一般会計当初予算額約二百億円でございましたが、平成十九年度は一割減の百八十億円、その後は百七十億円台、五年後の二十三年度には百六十億円を目指し、基金からの繰入れのない単年度収支の均衡がとれる予算編成を図るべく目標の設定をいたしております。

平成十九年度の骨格予算につきましては約百六十八億円となっております、当初の目標を達成してきたものと考えております。

お尋ねの、財政再建団体とはどういうものかということを少しお話し申し上げますと、赤字の累計が標準財政規模の二〇パーセントを超えると財政再建団体となると定められております。このことを、五條市に置き換えますと、本市の標準財政規模は百五億円でありますので、累積赤字が約二十億円を超えますと財政再建団体となります。したがって、今、五條市は赤字額はゼロでございますので、そういうことにはなっておりません。いずれにしましても、そういったことにならないよう、現在、職員一丸となってこの行財政改革に取り組んでいるところであります。

次に、(二)の五條市の地方債残高の増加原因についてお答えを申し上げます。

一般会計における地方債残高は、合併前の平成十六年度末では二百十二億円でございました。合併後の平成十七年度末では、百十四億円増加いたしました。まして三百二十六億円となっております。

なお、地方債の償還については、国の財政措置によりまして平均して約六三パーセントの交付税算入がございました。

今後、地方債残高の削減を目指し、普通建設事業の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、政府の補助金削減についてでございますが、三位一体改革によりまして、国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税改革がなされてお

まして、歳入面において大きな影響を受けております。

平成十八年度におきましては、児童扶養手当等の補助金が約一億円余り削減となっております。このことについても、財政状況の悪化の一要因となっており。

また、地方交付税につきましても、この五年間に一市二村合計でございますが、九十億円から七十三億円、約十七億円の大幅な削減がなされております。

次に、市税につきましては、旧五條市での対比でございますが、平成十一年度では三十六億一千二百万円ございましたが、五年後の平成十六年度では三十一億五千八百万円と、約四億五千万円の減収となっております。

以上、申上げましたように、歳入の大幅な減収により大変厳しい財政状況となっております。今後は歳出の大幅な削減並びに新たな歳入増を図り、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、(三) 集中改革プランの問題点と評価について、(四) 市民本位の行財政改革の確立についての御質問にお答えを申し上げます。

五條市の行政改革集中改革プランの推進につきましては、合併直後の平成十七年十一月に五條市行政改革推進本部を立ち上げ、また、市民本位の行政改革を推進するため、昨年六月に行政改革市民会議を設置して市民の皆さんの御意見を聞きながら取り組んでまいりました。

このたび、平成十九年度を起点とした五箇年の行政改革の方向性を明らかにした新行政改革大綱を作成し、その具体的な取組項目と方法を掲げた集中改革プランを策定いたしましたところであり、その内容については、去る二月の総務文教常任委員会に報告させていただいたところであります。

計画の主な内容といたしましては、約六百三十に及ぶすべての事務事業の見直しを行い、普通建設事業の抑制と計画的な実施、補助金や負担金・委託料の削減、見直しなどによりまして、一般財源ベースで、平成十八年度当初予算に比べて約九億円、人件費につきましても職員六十五名の削減などによりまして約九億四千万円の削減を行い、五年後の平成二十三年度においては約十八億三千万円の財政効果を見込んでおります。

なお、歳入に見合う歳出構造への転換を目指すため、平成十九年度当初予算から改革の数値目標を反映しており、今後、この改革の方針に基づき強力に進めていくことといたしております。

また、行政経営的な視点を取り入れるために、事務事業、施策の推進に関して行政評価制度の構築を検討いたしており、計画を立て、実践し、評価し、見直す一連のサイクル、いわゆるPDCAサイクルの構築をし、事務の合理化や財政基盤の強化を図り、簡素で効率的な行政改革を進め、市民サービスの向上につなげてまいりたいと存じます。

こうした改革は痛みを伴うものであり、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、土地開発公社の取組についてお答えいたします。

土地開発公社の経営健全化を図るためかねてから検討を重ねてきたところであり、平成十七年七月に庁内プロジェクト推進委員会から答申が出され、その後、土地開発公社理事会等におきまして検討を進め、本年一月に土地開発公社の経営健全化計画を策定いたしました。去る、二月の総務文教常任委員会に報告させていただいたところであります。

今後の方針といたしまして、一、土地の先行取得に関しては、買取り時期を明示した契約書の締結をする。二、事業化のできる資産については、早急に市が買戻しを行う。三、事業化のできない資産については、一般公募による売却、また必要に応じ市の普通財産として買戻しを行う。四、市として利子補給を行い、簿価価格の上昇を抑制する。五といたしまして、平成十九年度から市の一般会計から毎年度約三億円を投入し、おおむね十年をめどに資産の縮減を図り、健全化に努めることといたしております。

御質問の、土地開発公社の解散につきましては、当面、経営の健全化を図ることがその急務となっており、今のところ考えられないことだというふうに理解しております。

よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で、答弁とさせていただきます。（「二十番」の声あり）

○議長（寺本保英）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）それでは自席から再質問いたします。

財政比較でありますけれども、答弁の中で五條市の標準財政規模は百五億円。しかし、赤字ではないと判断していると言いましたけれども、これほど市債で一般会計三百二十五億八千万、全部特別会計、企業会計を含めたら四百八十七億五千万あるわけです。貯金は四十億くらいしかない。ここには国保の貯金とか介護保険の貯金は入っていませんけれども、これで赤字でないと判断は何を根拠にそうされているのか、ちよつともう一遍、分かりやすく答弁してください。

それと、赤字の原因につきましては、政府の補助金減らし、これは詳しく答弁がありましたけれども、五條市のこの間の独自の無駄遣いについての見解はなかったわけでありませうけれども、私が指摘させてもらいましたように、これは、だれが見ても五條市の財政規模からすればやるべきではなかったという無駄遣いを私の方から指摘させてもらっていますので、これは、これからの改革に十分生かされなければ、また五年間かかって十八億減らしてもあつという間に借金が増えるのではないかなというふうに指摘しておきたいと思っております。

市税の減収は、これは答弁はなかったのですけれども、こんなもの税務課の資料ではつきりしているわけですからね、減っているのは当たり前のこととあります。

集中改革プランにつきましても六百項目、いろいろ実現すれば約十八億円浮いてくるんだという答弁でありましたけれども、地方自治体五條市の地方自治法による責任は、最小限の費用で無駄遣いをせずに市民サービスを提供すると、ここですからね。財政破たんしたら、それこそ今日の新聞に載っていますように、夕張市民はえらいサービスカット、税金、料金の負担がものすごく引き上げられますね。結局、その犠牲は市民にいくわけですから、だから報酬、給料をたくさんもらっている我々はそうならないように、最大限の責任を果たさなければならぬというふうに思います。だから、答弁にはない点がたくさんありますけれども、その辺は一応、集中改革プラン五年間の改革プランの中で新年度予算に挙がっているのは大体三百くらいですね。その三百の中でも市民負担、市民サービスを低下させるものも含んでおりますし、また、私の方から言わせてもらったように、市民の期待にこたえるというものも含んでいるわけですからね。やっぱり、例え可決されても、執行に当たっては再度検討して執行するかどうか、それも厳しく検討し直すべきではないかなと。

五年間の集中改革プランの中で、新年度予算に挙がっていないものはまだ半分くらいありますわな。この、新年度予算で挙がっているのは三百、残り三百くらいはまだこれからですからね。これについては、いいものは実行しなければなりませんけれども、根拠のない市民サービス低下、市民負担につながることにしましては見直すように強く求めておきたいというふうに思います。

それから、最後の市民本位の行政改革の確立ですけれども、市民の実態につきましては答弁はなかったですけれども、これは事実ですから、これはしようがないですね。お年寄りでは今までの八倍、全国的には十倍住民税が上がったという方が大勢おられるわけですからね。だから、そんな実態を踏まえて、市民の皆さん方にこたえる改革にしていかなければならない。そのためにも、過去のよう大きな事業での無駄遣いをなくさなければならぬということ、私の方から新庁舎の建設の中止等々いろいろ大きな公共事業の中止を、必要のない中止を明らかにさせていただいたわけですが、これも、これについても答弁がなかったわけでありますけれども、よくよく過去の失敗から教訓をつかむならば、簡単に三十億、二十億、十五億というような、こんな、三〇パーセント借金の募るようなこんな事業は今の財政からできるはずがないわけですから、これからの改革に是非とも参考にしていただきたいというふうに思います。

土地開発公社につきましては、当面の立て直しの方針が出されておりますけれども、その中でも必要なことは実行すればいいわけですから、しかし、要らない土地を公募で募集するということは、今始めるのではないのですよ。この間、何遍もやっているわけです。それでも要らない土地が

残って、市民としても簡単に買ってくれるわけではないわけですからね。こういう、要らない土地を購入してしまったというその原因は、公社そのものの不十分な判断にあるわけでありませぬけれども、しかし、公社そのものを残しておけばこういう誤った土地の、必要のない土地の購入というのはまた進みますから、だから、もう全国的に見ても、五條市だけで見ても、文化体育振興公社をなくしたように、この土地開発公社はなくす方向での立て直し計画に切り替えていくべきだということを強く申し上げたいと思います。

これは、皆さん方も御存じのように、議会には報告義務はあっても議会の議決権が、これはないわけです。報告されて、それに意見を言っているだけであって、この開発公社の予算、決算でいかどうかの決議はされていませんね。議員の皆さん方反対、賛成されたことありますか。こんなんできるはずがないんです。決議議案として出されていないのです、報告議案ですからね。初めから、公社の事業というのは、議会の議決権を無視した事業なんですね。だから、これはいろいろな面でもなくすべきだということを強く主張しておきたいと思います。

一番最初の、これだけの借金があつて大変な、全国の市の中で九番目に悪いと言われているのに赤字はないという判断は、どの根拠で言われたのか。ちよつともう一遍、それだけ答弁してもらえますか。

○議長（寺本保英） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） たいまの大谷議員さんの、いわゆる赤字という定義についてのことにつきまして、自席から失礼してお答え申し上げます。

我々、一般に赤字団体といいますのは、基金を取り崩してしまつて、それで決算時において赤字決算をしたと、こういった場合に赤字というふうなことに理解をいたしております。

現在の厳しい財政状況は認識をしておるわけですが、そのことと五條市が赤字団体であるということは別の問題と。

参考までに申し上げますと、奈良県では七団体が既に赤字団体というふうになつてきております。そういうことにならないように、五年後に向けて行財政改革を進めているということで、御理解を賜りたいと思います。

以上であります。（「二十番」の声あり）

○議長（寺本保英） 二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） それでは、最後にします。

決算で赤字というふうになつていないということですからけれども、しかし、一般会計で三百二十五億の借金、特別会計、企業会計も含めれば四百八十七億の借金をしておるわけです。そんな中で、基金は四十億しかないんですよ。これ、一遍に赤字を解消しようと思つたら、四十億では足りませぬ

ね。だから、法律上、数字上は赤字ではないということになるかもしれないけれども、これは赤字ではないというその表現よりも、差引きしたら借金せなできないわけですからね。事実上、赤字だという判断の方が正確ではないかなと思いますけれども、ちよつともう一遍答弁してください。

それと、標準財政規模百五億円というのは、このことはどの会計範囲を言っているのか、これをもう一度答弁してください。

○議長（寺本保英） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） 非常に、今の現実を直視して、今の基金残高あるいは起債残高ということと対比したときにどうなのかということは、これはもう何回もお答え申し上げましたように、十七年度末で四十億円の基金、借入金の残高は四百八十七億円くらいの状況になっておりますので、そのものの対応をして、現時点でのマイナス、プラスということであれば、そういうことも成り立つと思うのですが、いわゆる、行政の財政運営というのはそういうことで考えていくということではなしに、毎年毎年の、国からの地方交付税を始めとした歳入と、そして歳出ということと進められてきているわけです。ここにきて、先ほど申し上げましたように、一番こたえておるのが地方交付税十七億円の削減ということ。もちろん、国の借金が八百兆を超えておるといふことの中の状況の中ではやむを得ないこともわかりませんが、これからそれを、今、最終的に十八年度の最終の決算見込みでも今検討しているわけですが、基金の取崩しが約十億円ということになってきております。これが最終的に決算したときに、基金の取崩しなしで財政運営が行えるようにということと、何回も申し上げておりますように、そういった努力をすることによってずっと経営持続可能な行政運営ができるというふうに思っております。ですから、そういう方向で今努力しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（寺本保英） 以上で、二十番大谷龍雄議員の質問を終わります。

次に、四番藤富美恵子議員の質問を許します。四番藤富美恵子議員。

〔四番 藤富美恵子登壇〕

○四番（藤富美恵子） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

博物館についてお尋ねいたします。

御存じのように、市立五條文化博物館は平成七年四月、また、別館和室、いわゆる茶室については平成十年一月に完成をいたしました。博物館の今後の運営方針について教育長にお尋ねをしたいと思いますが、まず茶室についてお尋ねいたします。

茶室が完成してから今日までの使用状況を申し上げますと、平成十年度使用件数二十七件、平成十一年度十三件、平成十二年度ゼロ、平成十三年度ゼロ、平成十四年度一件、平成十五年度二件、平成十六年度一件、平成十七年度ゼロ、平成十八年度三月一日現在ゼロでございます。この約九年間

で使用件数はたったの四十四件、そして使用料収入は五万七千円でございます。この現状を、教育長はどのように思われますか。

そしてまた、この茶室の有効活用について考えられたことはございますか。お尋ねいたします。

なお、自席から再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺本保英） 田村教育長。

〔教育長 田村幸子登壇〕

○教育長（田村幸子） ただいまの、四番藤富美恵子議員の一般質問、一、市立五條文化博物館について、（二）市立五條文化博物館の今後の運営方針についてということで御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、当初に別館の方のお話でしたが、私はまず、この博物館そのものについての運営についても、少し触れさせていたいただきたいと思えます。この博物館は、先ほどおっしゃいましたように、平成七年に設立されました。以来、五條市の文化遺産を保存し、そしてまた、五條の歴史、文化を内外に発信する施設として運営してまいりましたが、だんだんここ数年、来館者が減っていることは事実でございます。

今お申し出いただきましたこの博物館の別館でございますけれども、この別館の使用は、おっしゃっていただきましたとおり大変利用者が少のうございまして、私どもも何度も頭を抱えたところでございますが、かつて、今おっしゃっていただきました何年に何件、いつ何件というのは確かに、例えば茶の先生方がお茶を少し子供たちに指導していただくとか、それから、またいろいろ、博物館トーク等は別といたしまして、いろいろそちらのところで会合していただきますとか、そういうようなことに使用されたのみでございます。私どももこのことにつきましてはいろいろと考えさせていただきます。

そこで、今私どもが考えておりますことは学校教育との連携でございます。そして、学校の当初の指導計画の中にこの別館等を使用していただくという、そういう計画を盛り込んでいただくために校長会、それから教頭会等にまいりまして、そして、今のところ働き掛けをし、そして、学校の年間計画の中に組み入れてもらうというのをただいま計画しているところでございます。こちらにおきましては、いろいろ畳の部屋もございまして、別館は会合もできるところでございます。これは夏休みの特別の子供たちの夏期の講座といたしますか、そういうときに、版画であったり、また、いろいろ子供たちが行います人形づくりとか、それから折り紙の指導とか、そんなようなことに使われてまいりました。しかし今、議員御指摘のように大変数が少のうございます。

この間、たまたま博物館協議会がございまして、その席で委員の方から少し大学の方にも話し掛けをして、そして、大学の学生がこの畳の部屋並び

に別館、両方でございますけれども、そちらでいろいろ研究をするというような、そういう働き掛けをしてはどうかというようなことも御指導いただきましたところでございまして、今後そういうことも働き掛けていきたいと、こんなふうに思っているところです。

それから、いろいろお茶室があり、やつてきましたけれども、四季折々、風光めいびなところで、俳句の会でありますとか、それから短歌の会でありますとか、そういうようなことも、今後はあそこに入れ込みまして大いに活用していただくような工夫、並びに努力をしていきたいなと思っております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（寺本保英）四番藤富美恵子議員。

○四番（藤富美恵子）ありがとうございます。

それでは、自席から再質問をさせていただきます。

博物館については、平成十三年六月議会でも入館者を増やすための取組等について一般質問をさせていただきました。しかしながら、開館以来この約十二年間をみてみますと、県道二六一号の開通後、入館者数は一時的に増加はしたものの年々減少しているのが現状でございます。平成七年度開館当時、これは別館ではございません、本館の博物館の方でございますが、約二万人の入館者数が平成十八年二月末では約四千五百人になっております。入館者数は、実に四分の一にまで減っております。以前より入館者数を増やすための取組については、私からも、また博物館友の会の方からもいろいろと提案をさせていただいております。確かに学芸員トーク、それから夏休み子供講座などいろいろの催しはされておりますが、しかしながら、成果は上がっておりません。入館者数は、増えておりません。減っております。博物館の職員の方に、積極的な取組をしていただきたいと思うのでございます。本来ならば友の会のような外郭団体が提案する前に、それらは教育委員会、そして博物館の職員の仕事でございますので、もっと真剣に取り組んでいただかなければならないことでございます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。今日まで、教育委員会は博物館の職員に対し、どのような指導をしてこられましたか。

○議長（寺本保英）田村教育長。

○教育長（田村幸子）それでは、藤富美恵子議員の再質問に自席から大変失礼でございますが、お答えさせていただきますと思います。

別館並びに博物館につきまして、大変、藤富議員には当初からいろいろと博物館に特別の関心をお持ちいただきまして、そして、いろいろと御提言をいただきましたり御意見をちょうだいいたしました。そしてまた、今おっしゃいましたように、博物館友の会を主宰して、外郭団体として本当に

いろいろと御協力をいただき、そして、博物館の活性化といえますか、博物館の事業を大いに各地に発信するために御努力いただきましたこと、大変有り難いことだと喜んでいらっしゃるでございます。

今おっしゃっていただきましたように、博物館の職員にどのような指導をしたかということでもございましたが、皆それぞれ特別に、何と申しますか、それぞれの仕事を持っておりまして、そしてそれぞれみんな頑張っているところでもございます。ああいう仕事につきましては、私ども、出かけていってどうのこうのと指導するようなことは私にはできませんが、彼らは常に一生懸命に、限られた人数でございますけれども、その場その場で頑張っているところでもございまして、私から申しますのも変でございますけれども、決して怠けているわけでも仕事をさぼっているわけでもない、このように思っております。と申しますのは、春、夏、秋というその特別展、一生懸命頑張っておりますので、今度はまたさらに、冬も頑張ろうやないかというようなことを提案してくれております。そういうふうになりますと、三百六十五日のうちで博物館が三百日何かをやるということを考えますときに、各四期にわたって四十日間だと百六十日間を一生懸命博物館で頑張っていることになるわけでもございまして、今その三百日と申しましたが、そのうちの約半分はあそこでみんな頑張ってくれている。言ってみましたら、三百日のうちの二日に一日は必ずそれぞれ何かをやっているということになるわけでもございまして、そのやっていることに對しては、私は決して怠りはないと思うのでございましてけれども、今一つ、博物館にお運びをいただく人が少ない。これはおっしゃっていただきましたとおり、開館の当時からしましたら約四分の一に減っているという、人数的にいいましたらそういうことになるのですが、彼らは決してそのことを怠っているとは、手前みそではございましてけれども、私はそのようには思っておりません。今も、これからはさらに、冬も頑張っていこうということをお申し出しておりますので、やはり博物館の職員も人数が減ったということに對しての危機感を持つておられると思うのですが、いかにいいことをしましても、博物館自身に心を寄せてくれる市民並びに多くの人たちがいてくれなければこれは何もならないわけでもございまして、そうしますと、足はどうなのかということもよく博物館の職員に申しますが、駅から行きたいと言って電話があれば、一人でもマイカーを走らせるとか、何人か寄ってどこにおりますと言えば、そこに、それぞれ車を走らせてあそこまで運ばせてもらっているという、そういう現実もございまして。ですから、人数の少なくなつたことは現実にはございますが、博物館そのものの仕事につきましては一生懸命やっているものと私は確信をいたしておりますので、これからもまた温かい目で見守ってやっていただきまして、また今まで同様に博物館友の会の主宰として、今後もいい御意見を、そしていい御提言をいただきましたので、そしてさらに、博物館並びに別館が利用のための推進がなされますようにとお願いを申し上げる次第でございまして。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（寺本保英）四番藤富美恵子議員。

○四番（藤富美恵子）ありがとうございました。

私、時々博物館に寄せていただいているわけですが、はっきり申し上げまして、私には一生懸命頑張っているというふうには見えておりません。それでこの質問をさせていただいております。

本年十月に、博物館の隣に（仮称）五万人の森公園事業が完成する予定でございます。大型バス四台、乗用車七十三台の駐車場を備え、センターコア施設の中にはレストランや多目的スペースが設けられ、そこでは五條市の農産物等が販売される予定と聞いております。いわゆる道の駅のようなものができるわけでございますが、五條市民はもちろんのこと、他市からも来てもらえる集客能力のある施設にしようとしておられます。

博物館の隣にこのように施設ができるわけでございますから、博物館も、今後この五万人の森公園とタイアップして五万人の森公園に来た方々にも博物館に来てもらえるようにするにはどうすれば良いか、職員の目線ではなく市民の目線で、市民は何を望んでいるか、職員は博物館の入館者に対してどのようなサービスを提供すれば良いかを今から良く考えていただかなければなりません。

先ほど、大谷議員からも無駄遣いと言われた博物館でございますが、厳しい五條市の財政状況の中において博物館など要らないという市民の皆さんの声もよく耳にいたします。博物館は総工費約二十四億円、市民の血税をも注いで建設された市民の財産でございます。この約十二年間のうち、多い年で七千万円、少ない年でも四千万円以上の市民の税金を投入して運営している施設でございます。

今後、今までと同じ博物館であるのなら、広く市民に親しまれ魅力ある博物館にできないのであれば、博物館をほかの施設として活用する、あるいは指定管理者制度を導入する、そしてまた、それらができないのであれば、残念ながら博物館を閉めることも選択肢の一つとして考えなければならぬのではないかと思うわけでございます。

現在、五條市の人口は約三万八千人、平成十八年四月現在、正職員数は約六百人、臨時職員、パート、アルバイト等々を含めると約八百人にもなると聞いております。一般に、職員数は市民百人に対し一人と言われております。この計算でまいりますと、五條市の職員は約三百八十人でよいわけでございますから、現在約二倍の人数がいるわけでございます。このたくさんいる職員の中から、博物館に興味のある職員、また博物館が好きだという職員を博物館に配置されてはいかがでしょうか。

最後に、今後の博物館の運営方法について教育長にお尋ねをいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺本保英） 田村教育長。

○教育長（田村幸子） ただいまの藤富美恵子議員の再々質問に、また、自席から失礼をしてお答えをしたいと思います。

大変厳しい御指摘をいただきました。今、あの博物館をどうするかということで、岐路に立っているのではないかと。そのような御指摘と承りました。私ども、せっかくなさくさんの血税を投じてつくっていただきました博物館、五條市の財産としてこれからもずっと守っていききたいという思いは一杯でございます。

それから、隣接いたします五万人の森につきましても、今のところ五万人の森を訪れてくれる人たちをいかに博物館に目を向けてもらうのか、そのために博物館はどのようなサービスができるのかということにつきまして、目下、検討中でございます。そのことにつきまして、先ほど申し上げましたとおり、市民の目線でお話もございましたが、それではどういふことが一番可能なのか、どういふふううに市民は希望しているのかというふうなことについても、また御指導賜りまして、私ども博物館共々に考えてまいりまして、博物館をこよなく愛する五條の市民を一人でも多くつくっていききたいと、このように今しみじみ思っているところでございますので、議員の皆様方にもそのための御指導と、ごべんたつを賜りたいと思えます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（寺本保英） 以上で、四番藤富美恵子議員の質問を終わります。

一般質問が、終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日八日午前十時に再開し、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十五分散会